

三重県児童措置費負担金未収金回収業務委託企画提案コンペ 提案書等記入要領

三重県児童措置費負担金未収金回収業務委託企画提案コンペに係る企画提案書、見積書及び団体概要書（以下「提案書等」という。）を作成する際は、以下1から4の各項目に留意のうえ、期限までに提出してください。

1 全般的な留意事項

企画提案コンペにおいては、企画提案者から提出された提案書等に基づき、下記（1）から（8）の項目により採点を行います。このため、貴団体の提案内容がわかるように、各項目について具体的に記述すること。

なお、提案価格外に別途費用を必要とするものは、提案書には記載しないこと。

（1）事業実施基本方針

本事業における企画提案者の特色、児童福祉関係の債務であることに鑑み、未収金回収に際しての配慮事項など、事業実施にあたって特に留意すること。

（2）未収金回収業務における法令・社内規程遵守のチェック体制について

（3）未収金債権の回収方法の提案について

（4）業務執行体制について

（5）個人情報保護対策及びその責任体制について

（6）委託業務の報酬（経済性）についての提案

（7）三重県の児童措置費負担金未収金回収率向上への提案（三重県からの相談業務に対応する対応部署）について

（8）債権回収業務の実績（債権名、債権種別（貸付金等）、年度、自治体名）

2 企画提案書作成上の留意事項

（1）様式はA4両面とし、日本語表記とすること。また、表紙を除き、貴団体の名称を記載しないこと。

（2）表紙には、貴団体の名称を記載するとともに、提案者の担当部門及び責任者を明示すること。

（3）全体を通し、10ページ程度とし、下段にページ番号を付すこと。

（4）部数は9部とし、うち1部は本県の業者登録に使用した印鑑を押印すること。

（5）漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。

（6）本県の提示した仕様書の全面コピー及び「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

（7）提案書内容とプレゼンテーション内容が相違する場合は、提案書内容を優先するものとする。

3 見積書記載上の留意事項

- (1) 日本円で、消費税及び地方消費税抜き金額とすること。
- (2) 提案書とは別に作成すること。
- (3) 部数は2部とし、1部は本県の業者登録に使用した印鑑を押印すること。

4 団体概要書作成上の留意事項

貴団体の施設案内パンフレット等団体概要が分かる資料があれば、それを団体概要書に代えることができる。